

ユニバーサルデザイン指標の検討

総合技術政策研究センター 国土マネジメント研究官 西牧 均
同 建設経済研究室 室長 木内 望 主任研究官 小塙 清
同 建設マネジメント技術研究室 研究官 山口 行一



1. ユニバーサルデザイン指標の背景

近年、我が国においては少子高齢化、国際化、人権意識の高まりなどを背景とし、今後の社会の活力の維持・増進といった観点から、各人がその属性や身体的特徴・条件に関係なく、各自の能力の発揮、自由な参画、自己実現のための条件整備として、公共空間のバリアフリー化、さらにその発展としてのユニバーサルデザイン化が非常に重要な要素となってくる。

これまで、1994年制定のハートビル法、2000年制定の交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化に関する施策が進められてきたが、2005年7月に決定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」から2006年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(通称:バリアフリー新法)」につながる一連の流れにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を反映した施策展開の環境が一定程度整ったと考えられる。

ユニバーサルデザイン指標は、前述の政策大綱において、「施策の効果について、利用者の視点に立った満足度などを客観的に評価する」ために、作成する旨位置づけられているところである。

2. ユニバーサルデザイン指標の意義・役割

政策大綱における従前のバリアフリー施策の課題は、大まかには、①利用者の視点に立ったきめ細かな施策展開、②エリア内における連続性の確保、③段階的・継続的な施策展開等に集約される。

新法は、上記課題への対応が概ね可能な法体系であると判断されるが、全体として、努力義務の規定などにより各主体の自発的取り組みを促す構成となっているため、施策実施の動機付けが重要であり、故に適切な施策評価の仕組みを構築する必要性が高い。これを踏まえ、指標は、①従前のバリアフリー施策の課題への適切な対応、②実施主体に対する動機付けへの契機を目指す。

3. ユニバーサルデザイン指標検討に当たって配慮すべき事項

①わかりやすさ

施策の優劣に対する広範かつ客観的な判断が可能な指標として、数値化かつ公表を目指す。

②算出の容易さ

施策の継続性の観点から、改善の程度を経年に算出可能なものが望ましい。既存の統計資料あるいは簡易な調査により算出可能な指標を目指す。

③施策実施へのインセンティブ付与に対する寄与

施策の内容と直接関係する指標の他、地域の魅力向上、住民間のつながり、住みやすさなどを数値化したアウトカム指標についても、施策との関連を分析の上、併せて取り込むことも重要である。

4. ユニバーサルデザイン指標の検討対象

指標の検討対象としては、以下を想定している。

① 地区としてのユニバーサルデザインの現状・程度に対する評価

- ・施設相互の連続性(物理的連結、情報の連結)
- ・事業計画の完成度(ネットワークの形成、計画実施の確実性)

② 合意形成のプロセスに対する評価

- ・P D C Aサイクルの実施手法、継続の仕組み
- ・合意形成の実施段階・手法・仕組み
- ・関係機関・団体間の連携

5. まとめ

本研究は、2007年度内を目標として、国総研において進めており、本稿においては、現段階における研究の動向を紹介した。

今後、新法施行を契機とした施策推進に有用な指標の構築を目指すとともに、指標検討の過程においても可能な限り幅広い意見を反映させることにより「合意形成」を図ることとしたい。

【参考文献】

- 1)国土交通省：ユニバーサルデザイン政策大綱、2005.7
- 2)ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会報告書、2005.5